

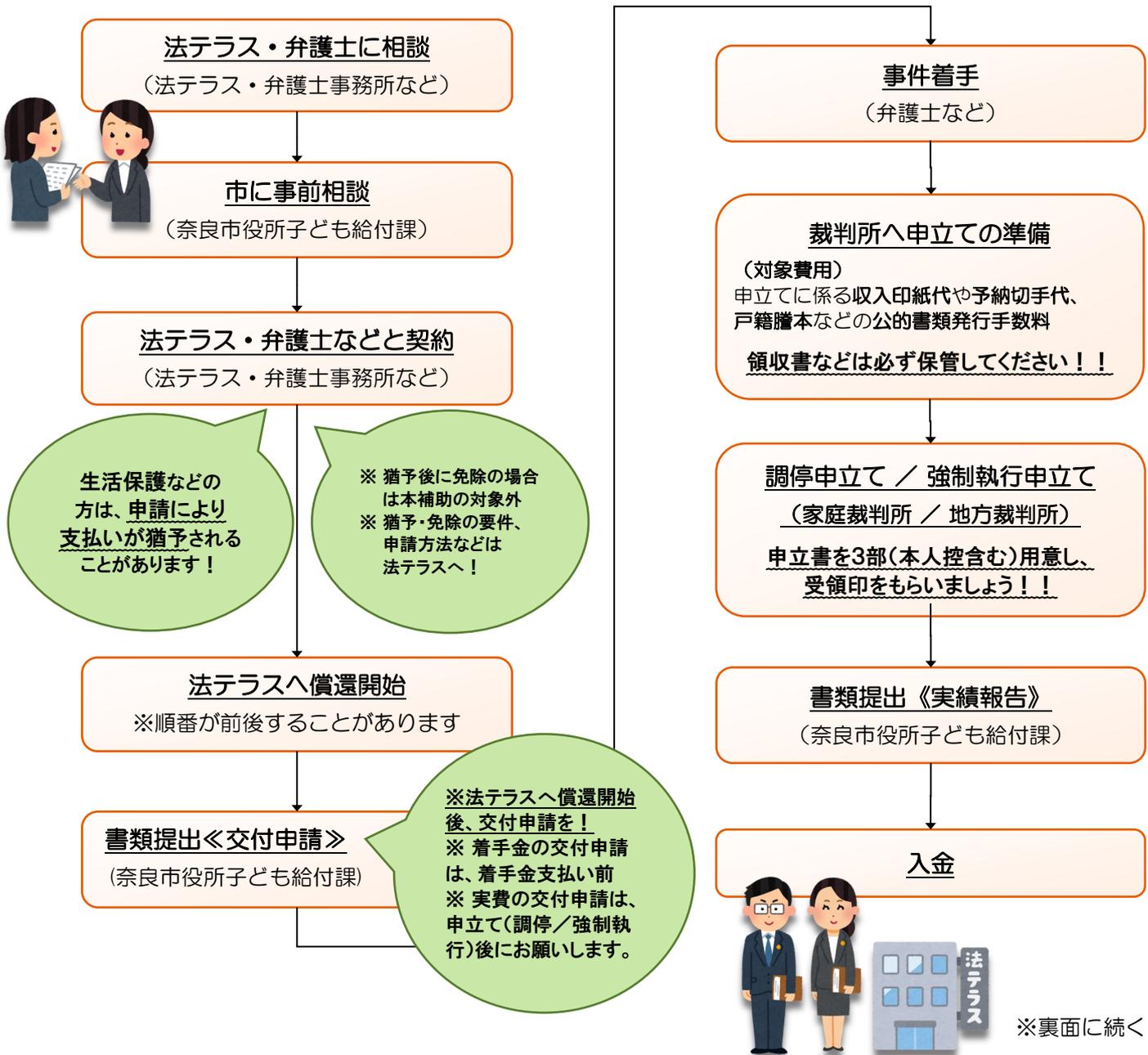
④ 法テラスを利用して「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

◆ 補助対象について

補助対象	着手金	実費
補助対象 詳細	弁護士費用のうち <u>着手金</u>	実費負担金のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・申立てに係る <u>収入印紙代</u> ・申立て時に裁判所に求められる <u>予納切手代</u> ・申立てに必要な戸籍謄本・住民票などの <u>公的書類発行手数料</u> ※ 裁判所への交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外
補助上限	100,000円	50,000円
申請時期	法テラスへの償還が始まった日の翌日から6ヶ月以内	



◆ 申請の流れ



◆ 必要な書類（着手金・実費共通）

□ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）【申】〈報〉

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）

□ 世帯全員の住民票の写し【申】〈報〉

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
- ※ 公簿などで確認できる場合、省略可

□ 弁護士などとの契約書【申】

□ 援助開始決定通知書の写し（法テラス発行分）【申】

□ 償還が始まったことがわかる書類〈報〉

- ※ 引落し状況がわかる通帳の写しなど

□ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの〈報〉

- ※ 現在の氏のもの

○ その他 記入必要書類

- ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）【申】
- ・ 個人情報の取り扱いについての同意書【申】
- ・ 重要事項説明についての同意書【申】
- ・ 誓約書【申】
- ・ 補助事業等実績報告書（第4号様式）〈報〉
- ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）〈報〉



+ 着手金するとき

□ 事案の処理に着手したことがわかる書面〈報〉

- ※ 裁判所への申立書の本人控（要受領印）など

【奈良市から弁護士などの口座に直接払いを希望する場合のみ】

- 委任状（第3号様式）
- 弁護士等直接口座振込における説明事項及び確認同意書
 - ※ 弁護士などが確認し、同意のうえ記入が必要
- 弁護士などの振込口座のわかるもの
 - ※ 委任状に記入している口座情報等が確認できるもの（通帳のコピー、契約書の記載事項、振込先が記載された請求書など）

裁判所

+ 実費するとき

□ 対象費用の領収書（弁護士発行）〈報〉

□ ○実費内訳報告書〈報〉

- （弁護士が記入、もしくは弁護士に確認し申請者本人が記入）

□ 裁判所へ申立手続きしたことがわかる書類〈報〉

- ※ 裁判所への申立書の本人控（要受領印）など

